

コロナ禍で働き続ける女性たちの声

緊急事態宣言が解除された。しかし感染者は依然として発生し、マスクはだいぶ市場に出てきたが、高い。医療用の防具も行き渡っていない。10万円もまだ届かない。あつい夏もマスクは必需品で、熱中症との闘いも課題だ。

さてコロナ禍でエッセンシャル・ワーカーとして医療や生活維持に必要な仕事として働き続ける女性たちの状況はどのようなか、

全労協の組合員の報告を紹介する。改めてエッセンシャル・ワーカーの労働には拍手だけでなく、正当な対価が必要だとの声を上げていく。

大手Aスーパー

レジ担当 狩野すみか(仮名)
私はスーパーのレジ係をしています。時給は最低賃金ですが、土日祝や夜の時間帯による増分があり生活できています。

コロナ禍の中、学校休講に伴い休まざるを得ない主婦パートの穴埋め出勤、1日数百円の特別給、特別従業員割引、特別有給休暇等があり収入は減っていません。早い時期に、マスクとゴム手袋とフェイスシールドの着用が義務付けられ、お客様との間にはビニールシートの壁、金銭の授受はカルトンを使う等の対策が



2020年6月20日(土)第42次成田空港就労要求行動を取り組み、50名以上の方が支援に。FAユニテッド闘争団

行われたことに関しては会社を評価しています。

しかし、市内で感染者が発生し、時間帯による密状態はなかなか防ぎきれず、働くことへの不安は常にあります。割引サービスやマイバッグへの袋詰め中止によるお客様からのクレーム等もあり、普段にも増して気を使って働いています。

大手Bスーパー

全国一般東京労組 中原純子
私の職場のスーパーではレジや品出し、製造に従事する労働者が100名余り働き、下請の配送業者や警備の仲間たちとともに、地域の人々の食と生活必需品を支えています。

コロナ禍に会社は感染リスク軽減に取り組み、時短営業もその一つです。しかし、「他に比べてうちは長い」とレジたちの声がロッカーで聞こえ、品出しは多忙な補充業務で腰がつかく、製造では普段の倍のノルマに身体が悲鳴を上げています。感染リスクに加え心無いお客の言葉にストレスも多く、僅かの特別手当支給も、会社はコロナで儲けているのにも思います。

世界中でコロナ禍に現場で働く「エッセンシャルワーカー」に、感謝を呼びかけていますが、最低賃金で働く私たちは違和感を拭えません。賃金を上げ待遇を改善して社会的評価こそを変えなければならぬと思います。

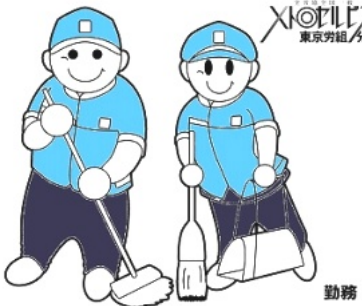
地下鉄の清掃業務

全国一般東京労組 森田信子
私は、東京メトロの駅構内やトイレ清掃に従事する委託労働者です。不特定多数が利用する駅構内での感染リスクも心配ですが、特にコロナウイルス感染の危険が大きく清掃の仕事が怖いのはトイレ清掃です。緊急事態宣言が発出されている間は利用客も少なかったのですが、解除以降はほぼ以前と同じ状態になり、密になるし換気も悪く緊張して仕事をしています。通常の業務に加えてアルコール消毒の仕事が増

えています。

4月と5月は週休二日に加えて特別休暇が出て週休三日となり、賃金も組合が要求して100%補償にしたため良かったです。しかしコロナウイルス感染の危険が無くなったわけではないため、今こそトイレ清掃に対して特別手当を支給してほしいと思います。特に東京メ

トロはトイレ清掃を女性だけに限定しているの
で、男性ト
イレは男性
に清掃させ
てほしいと
思います。



医療現場の疲労

国労 加藤照代

新型コロナウイルスの影響で感染症指定病院の病床が満杯となったり、病院の中でクラスターの発生という状況が生まれました。経験のない状況に各病院は独自の感染症対策を始めなければならなかった。

各国の状況が明らかになるにつれ、感染の状況がはつきりすると感染予防策が決められたが、予想以上の発症により感染予防用具の備蓄が逼迫し、使用制限が設けられ感染の危険と背中合わせの職場状況となっていた。

一般病院での患者の受け入れが要請され、私の病院でも一病棟を専用病棟として受け入れを開始した。手術や外来が制限され、息をのむような状況で治療と看護が始まり病院の中に緊張が走った。早くから発熱外来も作り、病状をトリアージし、検査・入院とつけていった。なかなか検査体制が整わない中ジレンマの状況が続く、保険で扱うことや民間の検査機関でも検査体制が整い始め、外来や手術も徐々に元通りとなってきた。

秋以降の次の流行も予想され、ワクチンや画期的な治療薬が開発・販売されるまでは新たな日常生活を続けていくしかない。

ひとりじゃない！ 闘う女性たち

最高裁を闘う「ジャパンビジネスラボ事件」

マタニティハラスメントを許さず闘う

女性ユニオン東京の仲間を応援しよう。

2019年11月28日の東京高裁判決は、正社員の地位を認めず地裁判決

を覆し「原告の執務室内での録音」等が信頼関係を破壊したと雇止めを認め、さらに、提訴後の「記者会見が会社の名誉又は信用を毀損」したと、原告に55万円もの損害賠償を命じた稀にみる不当判決だ。

育児復帰後も労働条件を下げず元の地位で働き続けることは、安心して子供を産み働き続ける権利を育介法で保障されたものであり、労働者にとって自己防衛の録音を雇止めの理由にされたり、記者会見の発言が名誉棄損とされてはならない。

最高裁判所に上告して闘う一審原告を応援する「妊娠・育児によるハラスメントをなくす会」は、最高裁への「団体署名」に取り組み、7月16日に「ハラスメントをなくして、育児をしながら働き続けられる最高裁の判断を！」集会を開催する。みんなで参加しよう。

日時：7月16日（木）18：30～20：30

場所：東京都南部労政会館 2階 第5・6会議室
(JR大崎駅から徒歩5分)

内容：経過報告、ゲスト：浅倉むつ子先生（法学者）

妊娠育児によるハラスメントと闘う当事者による発言、他

コロナウイルス感染対策のために、7・16集会は事前申し込みで参加者の確認を行っていますが、当日の会場受付も行っております。

「妊娠・育児によるハラスメントをなくす会」のホームページから参加の申し込みをしてください。

<https://no-more-maternity-harassment.jimdosi te.com/>



コロナ危機の今こそ 女性の権利を国際基準に！
女性差別撤廃条約 選択議定書批准を！
オンライン院内集会 2020年6月20日
主催 女性差別撤廃条約実現アクション

各地から120人が参加した。選択議定書を紹介する軽快なショーフィルム上映、ム上映、前CED

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求めるオンライン院内集会を開催！
批准を求めるネット署名も開始！！
女性委員会が参加している女性差別撤廃条約実現アクションが20日午後

AW委員の林陽子弁護士が日本の人権状況改善、国際ルール作りにも意見も反映するために選択議定書の批准は必要とコメント、共同代表の浅倉むつ子さんがこの1年間の様々な取り組みを紹介し、2021年の通常国会での批准承認を実現しようとした。次いで集會に参加された西村智奈美議員（立民）、倉林明子議員（共産）、福島みずほ議員（社民）、徳永エリ議員（国民）、嘉田由紀子議員（碧水会）から党・会派を代表しての発言、高良鉄美議員（沖縄の風）のYouTubeメッセージが紹介された。

後段は参加団体からの1分アップピール。最後は共同代表の柚木から今後の取り組みを再度確認した。発言者の映像がうまく出ないとか若干のトラブルはあったが、最後は参加者がみなビデオをオンにし、顔を見せてエールの交換を行い、無事終了した。当日の録画は後日YouTubeにアップの予定だ。ネット署名にも早速アップローチを、2分のショートフィルムを見る事ができます。

報告 柚木康子

6月1日からハラスメント関連法が施行

今年4月1日に改定されたパート有期労働法が施行され、労働契約法20条はなくなった（中小企業には2021年3月まで有効）。

東京東部労組メトロコマース支部の女性たち、郵政ユニオンの非正規労働者が不合理な待遇格差の是正、同一労働同一賃金を求め闘う裁判は最高裁にかかったまま、動きがない。コロナ禍で正規には補償する休業補償を非正規には認めないなど待遇格差が横行している。1日も早い最高裁の判断が必要だ。

6月1日からはハラスメント関連法が施行となった。パワハラが禁止とならず、指針も不十分だが、活用できるところはどんどん使って職場からハラスメントをなくそう。今年の通常国会では6月8日野党が共同してセクシャルハラスメント禁止法案を提出、閉会審査となっている。

職場からすべてのハラスメントをなくしていこう。

